



しあわせ南流

南流山地区社会福祉協議会
広報部会事務局
会長 市川 誠
南流山 8-6-1-1-705
TEL 7140-7152

2024 年の夏の期間(6~8月)の日本の平均気温は、速報値で昨年と並んで過去最高となったことが報じられ、気象庁の検討会は 7 月以降について「異常気象だと言える」と評価しました。流山市内で昼間、自動車の外気温計が 38℃を示すことが度々ありました。日本気象協会によれば 9 月の気温は平年より高く、厳しい残暑が続くとされます。皆さん、気を緩めることなく対策してこれからの暑さを乗り切ってください。

「敬老のお祝い」について

当地区社協では毎年、南流山小学校区(2024 年 4 月開校の南流山第二小学校区を含む)にお住いの白寿、米寿、喜寿の方に「敬老のお祝い」をお届けしています。今年も自治会、民生委員、ボランティアの皆さんのご協力をいただいて敬老の日近くにお届けします。

表 1 令和 6 年度の敬老のお祝いの対象者

	お祝い対象者の	お誕生日
白寿	大正 13 年 9 月 2 日 ~	大正 14 年 9 月 1 日
米寿	昭和 10 年 9 月 2 日 ~	昭和 11 年 9 月 1 日
喜寿	昭和 21 年 9 月 2 日 ~	昭和 22 年 9 月 1 日

「いきいきシニアの会」の開催



南流山中学校吹奏楽部の演奏



南流山小学校の音楽部の演奏

「いきいきシニアの会」(2023 年)の開催状況

『しあわせ南流』(第 86 号、2024 年 5 月)の総会報告で 10 月 20 日(日)午前 10 時~12 時、南流山センターの大ホールで「いきいきシニアの会」の開催をお伝えしました。南流山小学校区と南流山第二小学校区の 75 歳以上の皆様へこの会の招待状を 10 月上旬までにお届けします。小・中学校の音楽部、吹奏学部の皆さんの演奏や女声合唱団エーデルワイス・コアの出演等、「小音楽会」の雰囲気もお楽しみください。

南部地域包括支援センター(Tel 04-7159-9981)は高齢者とその関係者の介護・医療・保険・福祉等の生活上の困りごとに対する相談窓口です。「いきいきシニアの会」の開催時、出張相談所が南流山センターのホー

ル隣の多目的室で開設されます。この出張相談所の案内と独居高齢者等の見守り活動を行う「南流山ひまわり会」の利用案内を 70 歳以上の皆様へお届けします。

南流山地区社協の活動区域

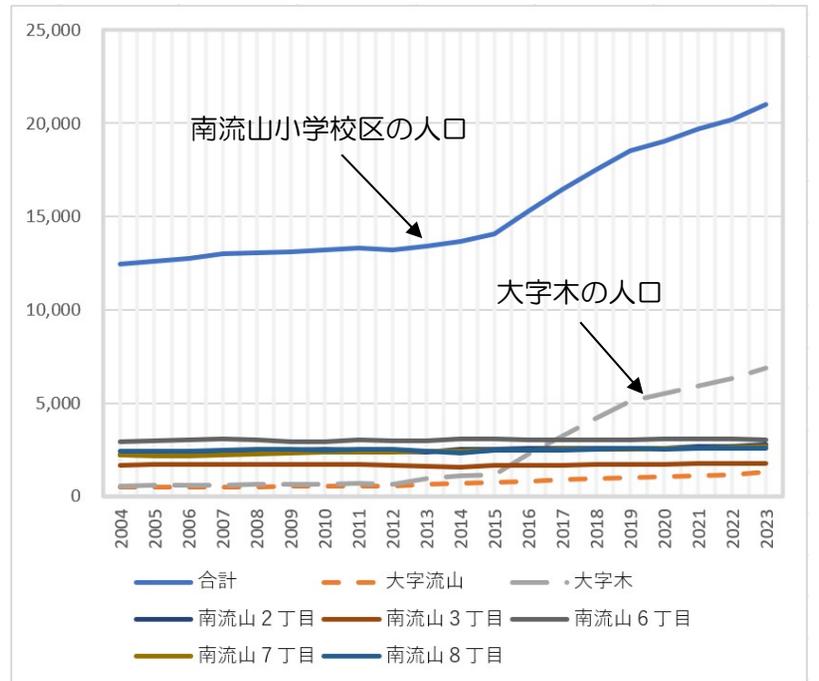


図 1 南流山小学校区の人口変化(2004~2023 年)

1967 年 12 月に事業決定された「南流山土地区画整理事業」によって南流山地域の開発が着手され、1973 年 4 月の武蔵野線開通で住宅が増加し、1988 年 6 月に換地処分公告で南流山 1~8 丁目が生じました。1999 年 3 月に事業決定された「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業」によって農地の宅地化が進む一方、2005 年 8 月につくばエクスプレスが開業しました。木地区の土地区画整理事業は 2023 年 9 月 29 日に換地処分公告が行われ、「字の区域及び名称の変更」で「大字木」、「大字流山」としていた住所が「木一丁目~三丁目」、「南流山 9 丁目・10 丁目」に変更されました。

図 1 に当地区社協の活動区域となる南流山小学校区の 2004 年から 2023 年までの字別人口(各年 4 月 1 日現在の値)の変化を示します。これより 2015 年以降、大字木の地域の人口増が南流山地域の人口急増を牽引していることがわかります。2024 年 4 月 1 日現在の南流山小学校区・南流山第二小学校区の人口は 21,793 人と増加の傾向が続き、2005 年の人口の約 1.73 倍となっています。

当地区社協は「住民が相互協力して地域の社会福祉の増進を図ることを目的」に、1999 年に社会福祉法人流

山市社会福祉協議会の南流山地区ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会から独立したボランティア組織となり、活動開始しました。当地区社協の規約で会員として「地区内の住民自治組織」が示され、木自治会、南流山自治会、南流山南部自治会、コープ野村南流山寺番街自治会、南流山式番街自治会と協力して活動しています。木地区の土地区画整理事業に対応して建設された大規模マンション等の自治会には当地区社協の会員として、ご参加いただけていない現状があります。土地区画整理事業前から居住する住民と土地区画整理事業で新住民となった人々との協力体制の構築は過去の事例で容易でないことが伝えられていますが、「地域の社会福祉にご関心ある皆様のご協力をいただいで一歩一歩、前進していければ」と願っています。当地区社協の活動にご協力いただける方からのご連絡をお待ちしています。

【参考】『南流山通信』のWebサイト（当地区社協も同居）に「ミュージアム南流山」があり、南流山地域の歴史が紹介されています。

「フードドライブ」の開催について



南流山5自治会主催（後援）流山市教育委員会
木自治会 / 南流山自治会 / 南流山南部自治会 / 南流山8号公園 / 南流山8号公園 / 南流山8号公園

フードドライブ

開催日時 10月20日(日)
9:00~12:00

ご寄付いただきたい食品

- 賞味期限が書かれてあり、【期限まで1ヶ月以上】余裕のある食品
- 【未開封】で【常温保存できる】食品

お米 麺類 缶詰 調味料 粉ミルク ベビーフード 食用油 お菓子 インスタント・レトルト食品 飲料水 など

× 以下の食品はご寄付できません
生鮮食品 冷凍食品 冷蔵食品 調味料

フードドライブとは？

ご家庭で余っている食品を集めて、必要としている地域や団体に無償で届ける取り組みです。別途で寄付したくはない食品、とうかつ草の根フードバンクを通して、困窮者へ届ける。必要としている家庭や子ども食堂に届けます。

お問い合わせ： 本事務局(代行) 090-7252-4401 南流山自治会(後援) 090-2408-5202
南流山5自治会(主催) 04-7150-2878 南流山8号公園(後援) 090-9395-6039
南流山1号自治会(後援) 090-3347-0217
とうかつ草の根フードバンク(後援) 090-4077-4486

昨年に続き、南流山の自治会が主催（後援：流山市教育委員会）の「フードドライブ」が10月20日(日)9:00~12:00の間、南流山センター、木自治会館、南流山自治会館、南流山8号公園（雨天中止）、コープ野村南流山寺番街集会所、コープ野村南流山式番街集会所、かえる公園（雨天時はかえる会館）で開催されます。

「フードドライブ」は家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動です(参考:「フードドライブ実施の手引き」(環境省))。

ご寄付いただきたい食品は「【賞味期限】が書かれてあり、【期限まで1ヶ月以上】余裕のある食品」、「【未開封】で【常温保存できる】食品」(お米、麺類、缶詰(1個でもOK)、瓶詰、乾物、ふりかけ、調味料、粉ミルク、ベビーフード、食用油、お菓子、インスタント・レトルト食品、飲料水など)です。鮮魚、肉、冷凍・冷蔵食品、酒類、野菜類は受け付けできません。

ご寄付いただいた食品は「とうかつ草の根フードバンク」(TKF)によって流山市や近隣5市の必要とされているご家庭や子ども食堂に届けられます。食品の寄付や支援をしていただける方はTKFへご連絡ください。

『しあわせ南流』のバックナンバーは www.minami-nagareyama.org/shakyo/ からダウンロードできます。

とうかつ草の根フードバンク (TKF)

住所：〒270-0161 流山市鱈ヶ崎1丁目2番地12
電話：090-4077-4486（事務局：梅澤氏）
メール：toukatsufb@gmail.com
とうかつ草の根フードバンクホームページ
<https://tkf.hp.peraichi.com/>

知ることからはじめよう こころの情報サイト

精神保健研究所70周年記念事業

「こころの健康づくりに関する情報と医学的情報、医療・福祉・労働・年金等にわたる様々な社会的支援に関する情報、国の施策に関する情報を一般の皆様に向けて、総合的に、正確に、かつ分かりやすく提供することを目指しています。」とする『こころの情報サイト』が精神保健研究所70周年記念事業として開設されています。

こころの病気に対する考え方、そして依存症、うつ病、強迫性障害、摂食障害、双極性障害（躁うつ病）、てんかん、統合失調症、認知症、パーソナリティ障害、発達障害（神経発達症）、不安症、PTSD、不眠症（睡眠障害）についてこのWebサイトで紹介されています。例えば発達障害は1990年代に認識されるようになった新しいものですが、「この子（人）の行動の理由は？」の問いへの理解を助けてくれる場合もあります。

ご参考としていただけましたら幸いです。

こころの情報サイト(国立精神・神経医療研究センター)
<https://kokoro.ncnp.go.jp/>

障害者差別解消法の改正



障害者差別解消法が変わりました！

令和6年4月1日から 合理的配慮の提供が義務化されました

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者	罰則
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	1
合理的配慮の提供	義務	努力義務	2

目次

- 趣旨
- 共生社会の実現に向けて
- 合理的配慮の提供とは
- 合理的配慮には対応が義務です！
- 不当な差別的取扱いとは
- 障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト
- 罰則
- 罰則と苦情

障害者差別解消法が改正され、2024年4月1日より事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。例えば障害のある人が来店した場合、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供について場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けること等が禁止されました。

以下の内閣府のリーフレットを是非お読みください。

合理的配慮の提供が義務化されました(内閣府)
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabeka_i_leaflet-r05.html